

松浦市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年6月8日

松浦市監査委員 守山 秀利  
松浦市監査委員 神田 稔

# 監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 防災課

3 監査の期間 平成30年5月7日から31日間

4 監査の範囲及び方法

平成29年度（平成30年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

## 【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

また、諸帳簿以前の問題として、監査すべき書類が揃っていないもの及び手順通りに整理されていないものが多く、監査を実施できない状況にあったことを申し述べておく。

(1) 文書件名簿について

文書は、松浦市役所処務規程に基づき文書件名簿に登載し、処理欄に事件の経過を記載すること。

- ・ 記載事項（出所、宛名、收受日）の記載漏れが多数見受けられた。
- ・ 鉛筆書きや番号を取っているにもかかわらず内容の記載がないものが見受けられた。
- ・ 公有財産使用許可において、許可を決定し、許可書を発行する時点で記載し番号を取っているものがあった。申請書受付時に記載されたい。
- ・ 記載漏れ分を追加で記入する際に紙を貼って記入してあるが、貼った紙に割り印がなかった。また、追加する際に挿入記号を用いて「番号・出所・件名」のみを枠外に書いているものがあった。不適切極まりないので適正に処理されたい。

(2) 文書発送簿について

- ・記載事項（品目、数量、摘要、料金、宛名）の記載漏れ、訂正印なしで多数見受けられた。

(3) 時間外等勤務命令について

- ・振替勤務日の休憩時間記入漏れと休憩時間誤りが見受けられた。
- ・決裁欄の係員の押印や確認印がないもの、命令印欄の不要箇所部分に斜線がないものが見受けられた。人事共有フォルダ内「時間外等勤務命令簿記入要領」に沿って適正に処理されたい。

(4) 出張旅費について

- ・他課所属の嘱託職員の市内出張命令・確認を防災課長がしているものがあった。
- ・市内出張命令簿の中に発着時間の記載がないものや処理欄が空欄のままのもの、出張日が請求書の日付と異なるものが見受けられた。
- ・出張命令書の日帰り出張分で宿泊地欄に(往復)の記載がないもの、備考欄に移動手段の記載がないもの、出発・帰着時刻やその確認印がないもの、確認者を誤っているものが見受けられた。
- ・出張命令書の用務名誤り、出張期間と旅費明細の月日が異なっているものが見受けられた。
- ・5時間を超えていないのに旅行諸費が払われているものがあった。
- ・訂正印の押印がないものが見受けられた。
- ・出張復命が不要な費用弁償分の出張命令書控に口頭復命と記載されているもので多見受けられた。
- ・出張命令書控に口頭復命の記載がなされていたものの中に、出張復命書を作成すべきものが多く見受けられた。

(5) 被服貸与簿

- ・貸与期間が誤っているもの、期間満了の処理がなされていないものが見受けられた。

(6) 契約事務について

[工事請負費]

- ・起案用紙の決裁区分に記載のないものがあった。
- ・工程表がないものがあった。500万円以上の工事については、施工計画書の提出があれば工程表の提出は不要という取り扱いになっているようだが、会計事務の手引きにはそのような記載はなく、工程表を受付し供覧することとなっているため、手引きに基づき処理されたい。
- ・松浦市建設工事成績評定要綱において、1件130万円を超える工事について「工事成績の評定は、完成検査終了後、速やかに行うものとする」となってお

り、「市長は、当該工事の請負者に対して評定の結果を工事成績評定通知書により通知するものとする」となっているが、工事成績評定通知書に関する書類（起案、通知書の控え）が見当たらなかった。発送済みであるか、確認されたい。

#### [委託料]

- ・ 見積書を徴する際の文書件名簿への記載がないものがあった。

#### (7) 修繕関係の処理について

修繕伺と見積書等の書類が別々に保管されており、順番に整理されておらず、かつ不要なものまで保管してあるなど処理が煩雑であった。一連の流れが把握できるように適正に保管されたい。

#### [車検整備]

- ・ 車検見積書の見積金額合計が訂正印を用いて訂正してあるものがあった。合計額は訂正ができないため、再提出を求められたい。
- ・ 決裁印の押印のないもの、印影が薄いものがあった。
- ・ 見積書を徴する際の文書件名簿への記載がなかった。
- ・ 消防自動車の車検整備で、見積を徴し業者を選定したにも関わらず、車検の有効期限の翌日に新車が納車されるという理由で、車検を取りやめているものがあった。車検整備を行う決裁文書に鉛筆書きで取り止めと記入するだけの処理では不十分、取りやめに際しても事の経緯を書き込み決裁を取ること。

#### [その他修繕]

- ・ 隨意契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号数誤りが見受けられた。
- ・ 見積結果一覧表の作成がされていないものがあった。
- ・ 完成届に記載してある税額が誤っているものを受け付けていた。
- ・ 修繕伺（控）の決裁欄の押印漏れがあった。
- ・ 50,001円以上の修繕について、業者宛見積依頼文書がないものがあった。
- ・ 契約締結の際の起案がないものがあった。
- ・ 見積書において作成日の記載のないもの、平成30年度になって見積書が提出されているものがあった。

#### (8) 補助金について

松浦市補助金等交付規則により交付する補助金については、規則の定めのとおり処理をすること。

- ・ 補助金等交付申請書に申請者の住所の記載がないものがあった。
- ・ 実績報告書において、申請者の押印がないものを受付、供覧しているものがあった。
- ・ 申請者に渡すべき交付決定通知書及び確定通知書の原本が防災課にて保管され

ていた。補助金等交付規則第7条及び第14条に基づき適正に処理されたい。

- ・起案文書の誤りについて、訂正印の押印がないものがあった。
- ・補助金の交付決定・確定の決裁伺いの文面が共に、通知を出してよいかだけの伺になっていて、誤ったままで供覧され決裁を受けていた。

(9) 消防詰所について

- ・現地調査で第4分団、第6分団、第12分団、第16分団の消防詰所格納庫を視察したが概ねきれいに整理整頓されていた。しかし、第4分団消防詰所格納庫（星鹿・川原辺田）はシロアリに侵され畳や床板を剥がしてある状態であったので、今後早急に対応されたい。また、消火器7本、温風ヒーター2台、籐の敷物が屋外に出されていたが、消火器は昭和に製造された古いものであり、破裂の恐れもあるため、早急に処分されたい。
- ・第16分団消防詰所格納庫（今福・浦免）の詰所内流しに、古く腐食が進んだ消火器がレジ袋に入れて置いてあった。屋内ではあるが早急に処分されたい。
- ・「放射線防護施設」を訪れた際に、飛島にある第16分団消防詰所格納庫を確認したところ、隣に設置された物置は扉が壊れ格納された消防ホースが丸見えだった。早急に対応されたい。

(10) 消防水栓について

- ・現地調査で視察を行った防火水槽、防火水詮については、概ね良好に管理されていた。

[消火栓]

- ・消火栓の点検調査報告書において、指摘事項が多数見受けられた。
- ・大崎下No.1消火栓に対し開閉困難との指摘がある。早急に改善されたい。

[防火水槽]

- ・防火水槽の点検調査報告書において、指摘事項が多数見受けられた。
- ・防火水槽の柵の破損が多く指摘されていた。子どもの入水事故防止も含めて早急な対応を図られたい。

(11) その他について

- ・消防交通係使用の起案用紙において、書式の一部が指定のものと異なるものが多数見受けられた。
- ・起案文書の施行欄に年月日が記載されていないものが、多数見受けられた。
- ・補助金の交付決定通知の指令番号と確定通知の指令番号が違っていた。同じ指令番号で処理されたい。
- ・昨年の行政監査における指摘事項のうち、事務局をもつ外郭団体の会計事務規定整備がなされていないので、早急に整備されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を平成30年6月22日(金)までに文書により報告されたい。